

鴻巣行田北本環境資源組合地質調査業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）が発注する地質調査業務委託契約に係る一般競争入札（事後審査型）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般競争入札（事後審査型）」とは、開札後に入札参加資格要件等の確認審査を行い、落札者を決定する方式の一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）をいう。

(参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）のうちのいずれかの競争入札参加資格者名簿において、業者種別「設計・調査・測量」、申請業種「地質調査」として登録され、かつ埼玉県内に契約権限を持つ本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、構成市が定める契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止措置及び暴力団排除措置要綱等に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、構成市のうちのいずれかの競争入札参加資格の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、行田市競争入札参加資格者心得第3条の2に規定する基準に該当する資本関係又は人的関係がない者であること。

(入札の公告)

第4条 公告は、様式第1号により掲示するものとする。

(設計図書等)

第5条 設計図書、仕様書及び特記仕様書は、組合のホームページ又は計画建設課で閲覧するものとする。

2 入札参加希望者からの質問は、質問書(様式第10号)により行うものとし、その提出期間及び提出方法は、前条の公告に記載するものとする。この場合において、質問に対する回答は、回答書(様式第11号)により行うものとし、組合のホームページにより周知するものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書(様式第2号)(以下「参加申請書」という。)を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 参加申請書は、公告に示した期間内に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付及び免除については、鴻巣行田北本環境資源組合契約規則で準用する行田市契約規則(昭和51年行田市規則第22号。以下「契約規則」という。)第15条及び第16条に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札後、預かり証兼返還請求書に基づき還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は落札者に納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき、返還しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第9条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、執行する。

(再度入札)

第11条 初度入札において落札候補者がいないときは、再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札は1回までとする。

(不落時の取扱い)

- 第12条** 再度入札によっても、予定価格の108分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、再度入札に参加した者で契約の相手方となることを希望する者の中から選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。
- 2 前項の随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

- 第13条** 入札参加者は、次の各号の手続を行った上で、入札を辞退することができる。
- (1) 入札の執行前には、入札辞退届（様式第12号）を管理者に提出すること。
 - (2) 入札の執行中には、入札辞退届を入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札参加者の辞退は認めない。
- 2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第14条** 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

- 第15条** 管理者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し又は落札候補者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
- 2 天災地変その他やむを得ない事情により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

- 第16条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札者の押印のない入札
 - (2) 記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札

- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、ファクシミリ等により入札書を提出した入札
- (11) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (12) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第4号）を提出した者がした入札
- (13) 参加資格審査のために管理者が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

（落札候補者の決定）

第17条 落札候補者は、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で入札した者とし、入札価格の低い者から順位を決定する。

（くじによる落札候補者の決定）

第18条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（落札決定の保留）

第19条 落札候補者がいるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第20条 管理者は、第17条又は第18条により落札候補者となった者に対し、速やかに落札候補者通知（様式第3号）により電子メール若しくはファクシミリ又は電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第5号）を添えて、

管理者に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を提出するものとする。

- 3 前項の書類は、第1項の通知をした日の翌日から起算して原則として2日以内（土日を除く。）に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために組合の管理者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（参加資格の審査）

第21条 管理者は、入札参加資格要件に基づき、最も入札価格の低い落札候補者から当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、第17条の規定に基づき次順位の落札候補者の審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとし、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内（土日を除く。）に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 3 参加資格の審査結果は、入札参加資格審査結果調書（様式第6号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定）

第22条 管理者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定するものとする。

- 2 管理者は、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴収するものとする。

（入札参加資格不適合の通知）

第23条 管理者は、第21条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、入札参加資格不適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者が、入札参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して5日以内（土日を除く。）に管理者に対し、その理由について説明を求めることができる。
- 3 入札参加資格を満たしていないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第8号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。

- 4 管理者は、第2項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日以内（土日を除く。）に回答書（様式第9号）により回答するものとする。

（契約保証金）

第24条 契約保証金の納付及び免除については、鴻巣行田北本環境資源組合契約規則で準用する契約規則第4条及び第5条に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、預かり証兼返還請求書に基づき還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

（契約の確定）

第25条 契約は、管理者と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

（その他）

第26条 この要綱に特別の定めがない事項は、構成市で定める諸規定等の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月20日から施行する。